

医療安全管理指針

1. 目的

この指針は、三郷中央総合病院（以下当院）の基本方針の趣旨に基づき、「医療の質の確保」と「安全な医療」を提供するため、医療安全体制を確立することを目的として定めるものです。

2. 医療安全に関する基本的な考え方

安全な医療サービスを提供するためには、チーム・組織全体で患者さんに不利益を及ぼすことがないような仕組みを構築する必要があります。

患者さんが安心して安全な医療が受けられるよう、病院全体で事故防止策を推進します。

3. 安全管理のための組織

病院長の指揮・命令により、医療安全推進室を設置し、室長の専任医師および専従の医療安全管理者を中心に、当院における医療事故防止や安全な医療の提供に努めます。さらに、安全管理対策委員会において、組織横断的な問題を検討し、改善策の提言・周知をはかります。

医薬品・医療機器の安全使用のため、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者を配置し、医薬品業務手順の明確化並びに、医療機器保守点検の計画・実施等にあたります。

4. 職員に対する教育研修

医療安全の質の向上を図るため、年2回以上全職員に対し研修を行ない啓発に努めています。

5. 医療安全確保・改善のための方策

インシデント・アクシデントに関する情報は、早期に把握することが重要であるため、レポートシステムで報告を行ないます。報告されたレポートについては、組織横断的な部会で原因の分析や改善策の検討を行ないます。改善策は、安全管理対策委員会を通し、情報の共有化を行ない、全職員に周知し再発防止に努めます。

6. 情報提供および共有

この指針は、患者さんに安全管理への理解と協力を得るため、病院ホームページや院内掲示等を行い、情報共有の推進に努めます。

7. 患者からの相談への対応

医療・福祉に関する相談、意見、苦情等は、患者相談窓口と連携し、迅速・誠実に対応します。また、相談により患者さん及びご家族等が不利益を受けないように努めます。

8. 医療安全の推進

医療安全の推進のため、「安全管理対策マニュアル」を整備し、随時見直しを行ないます。

2025 年 4 月 三郷中央総合病院